

[振動工具取扱い作業従事者特別教育カリキュラム]

<対象者>

振動工具（チェーンソーを除く）を取扱い作業従事者

<根拠法令>

さく岩機・ピックハンマー・コンクリートバイブレーター・コンクリートブレイカー等の振動工具を取り扱う業務に従事する労働者は特別教育に準ずる教育を修了していなければなりません。（昭和58年5月20日基発第258号）

<カリキュラム>：13時開講・17時30分閉講（途中10分単位休憩3回）

講習内容	1. 振動工具に関する知識	1. 0時間
	2. 振動障害及びその予防に関する知識	2. 5時間
	3. 関係法令	0. 5時間
	合計	4. 0時間